

## 2) 関連施策の推進について

### 【目次】

#### 1. i-Gesuidouの推進

##### 1.1. 背景

##### 1.2. 課題と平成30年度の検討方針

##### 1.3. 水位計、カメラ、SNSの利活用方策の検討

#### 2. 水位周知下水道の推進

##### 2.1. 水位周知下水道の概要

##### 2.2. これまでの取組概要

##### 2.3. 課題と平成30年度の検討方針

##### 2.4. 早期運用に向けた水位周知の段階的手法の検討

##### 2.5. 地下街以外の浸水常襲地区における水位周知の検討

#### 3. まちづくり等との連携

##### 3.1. 背景

##### 3.2. 浸水被害対策区域制度

##### 3.3. 官民連携した浸水対策の事例

##### 3.4. 平成30年度の検討方針

(参考) 新下水道ビジョンと加速戦略

・新下水道ビジョンの概要

・新下水道ビジョン加速戦略の概要

## 1. *i-Gesuidou*の推進

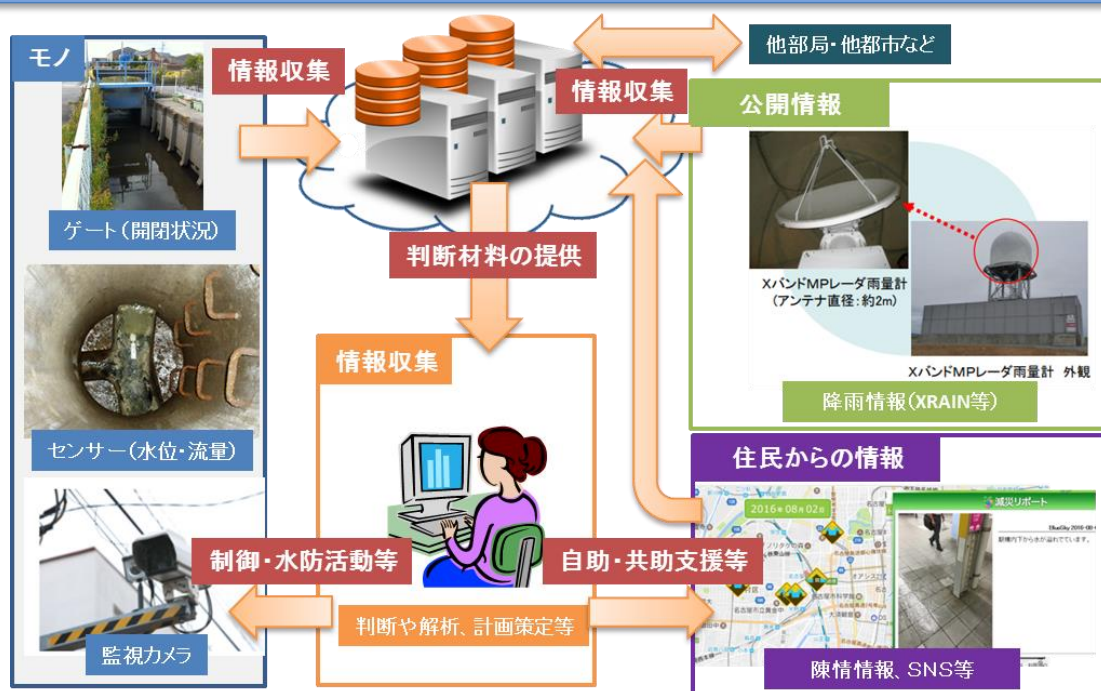
# 1. i-Gesuidouの推進

## 1.1. 背景

### (1) i-Gesuidouについて

- ICTを活用した下水道事業の効率性の向上や情報の見える化等を推進する「i-Gesuidou」の取組みを開始。
- 浸水対策に関する取組として「雨水管理スマート化2.0」を柱の一つとして掲げ、ICTを活用した浸水リスク情報の見える化・リアルタイム発信、ポンプ場等の最適運転の自動化を通じた雨水管理の効率性向上などの取組みを推進。

### (2) ICT活用のイメージ



### ○浸水対策におけるICT活用による効果

- ① **気象災害の局地化・激甚化**  
→ 浸水状況の把握、今後の状況の予測による迅速な対応、自助・共助のリードタイム確保
- ② **都市化の進展による被害増加**  
→ 雨水管理の最適化による効率的な浸水対策
- ③ **下水道職員の減少等**  
→ 水防活動の効率化

# 1. i-Gesuidouの推進

## 1.2. 課題

### 平成30年7月豪雨で明らかになった課題

- 浸水被害の把握や原因の調査には、被害規模が大きいほど日時を要した
  - ・ 内水被害は浸水時間が短時間なケースが多いため被害状況の把握が困難
  - ・ 災害時は水防活動など優先すべき業務が多く、浸水原因を調査する人手が不足
  - ・ 調査方法は従前型の現地調査や聞き取りが中心でマンパワーが必要
- 河川・下水ともに既存ストックが不足
  - ・ 河川と一体となった運用が必要
- 情報発信が限定的
  - ・ 水位計、カメラ、SNSの活用実績が少ない
  - ・ 分類と特性に応じた利活用方法の検討が必要



### 目的に応じた情報の活用

- 水位周知や施設の運転管理については、情報の確実性と速度が要求される
- 浸水発生情報の把握については、情報の速度と観測点の多さが必要
- 被害の検証については、情報の確実性と観測点の数が必要、精度も一定程度必要

# 1. i-Gesuidouの推進

## 1.2. 平成30年度の検討方針

### 情報の特性

- 下水道管理者が設置する水位計やカメラは、情報のスピードや精度は高いが、コストがかかるため設置箇所や設置数が限定的。情報の信頼性は高い。
- SNSはコストの低さと数の多さで優位であり、精度や個人情報保護等の課題あり。
- 下水道管理者以外が設置するカメラは、利用に当たっては施設管理者との協議が必要であり、また設置目的に応じたカメラの設定になっているため、精度（ピントや視野、ライトの有無等）や個人情報保護、データの保存期間が短いなどの課題



### 検討方針

#### (1) 水位計、カメラ、SNSの利活用方策の検討

- 水位計、カメラ、SNSの利活用状況を全国的に調査、有効な取組事例を収集し共有

#### (2) 水位等の観測情報を活用した効率的・効果的な対策の検討

- 観測情報の活用方法に関する検討
- モデル地区での検証
  - ・ 実フィールドにおける検証。
- 水位周知下水道の推進（後述）

# 1. i-Gesuidouの推進

## 1.3. 水位計、カメラ、SNSの利活用方策の検討 (参考)

ツイッターに投稿された浸水被害等に関する情報の活用

- ツイッターに投稿された災害情報を整理・要約できるシステム「D-SUMM」をNICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）が提供。
- 「浸水・冠水」などの災害に関するキーワードがある投稿を自動的に抽出し、地名など位置情報に関するキーワードから地図上に提示。
- 写真等が投稿されることが多く、浸水被害情報の早期把握に活用できる可能性。

The screenshot shows the D-SUMM web interface. On the left, there are filter options for disaster categories. A blue arrow points from the '浸水・冠水' (Flooding/Overwatering) category to the map. Another blue arrow points from the 'その他の設定を閉じる' (Close other settings) button to the search filters. A red dashed circle highlights the search filters and the map area. A yellow box on the right contains text about search results for '浸水・冠水' in Hiroshima Prefecture during heavy rain in July 2018.

表示カテゴリの限定を全て解除  
表示カテゴリの限定対象：  
なし(地図表示での■は全カテゴリを指す)

- 災害 (499)
  - 地震 (414)
  - 津波・高潮 (6)
  - 氾濫・決壊
  - 浸水・冠水 (2)
  - 土砂災害 (33)
  - 生き埋め
  - 水害
  - 風災 (5)
  - 雪崩
  - 火山噴火 (5)
  - 火災 (4)
- 地盤沈下・陥没
- 放射能汚染
- 公害・汚染
- 悪天候 (27)
- 災害 (3)
- 未分類

その他の設定を閉じる

- 最近の災害のみ表示&冗談・宣伝等を非表示
- 推量と識別されたツイートも含める
- 写真付きツイートに限定
- 予報と識別されたツイートも含める
- 予報ツイートは公式アカウントの投稿に限定
- 述語を省略(例:地震が発生している→地震)
- ツイート表示はその都度別ウィンドウを立ち上げる

「浸水・冠水」や「地震」等を選択可能

「写真付きに限定」、「冗談・宣伝等を非表示」などの機能あり

平成30年7月豪雨での検索例  
広島県,7/6~7/9,「浸水・冠水」で検索

D-SUMMは、人工知能を用いて、Twitterに投稿された災害関連情報をリアルタイムに分析し、都道府県単位又は市区町村単位でエリアを指定すると、指定エリア内の被災報告を瞬時に要約し、そのエリアの被災状況の概要が一目でわかるように、コンパクトかつ、わかりやすく提示し、各種救援、避難等を支援。

HPアドレス：<https://disaana.jp/d-summ/> または「D-SUMM」で検索

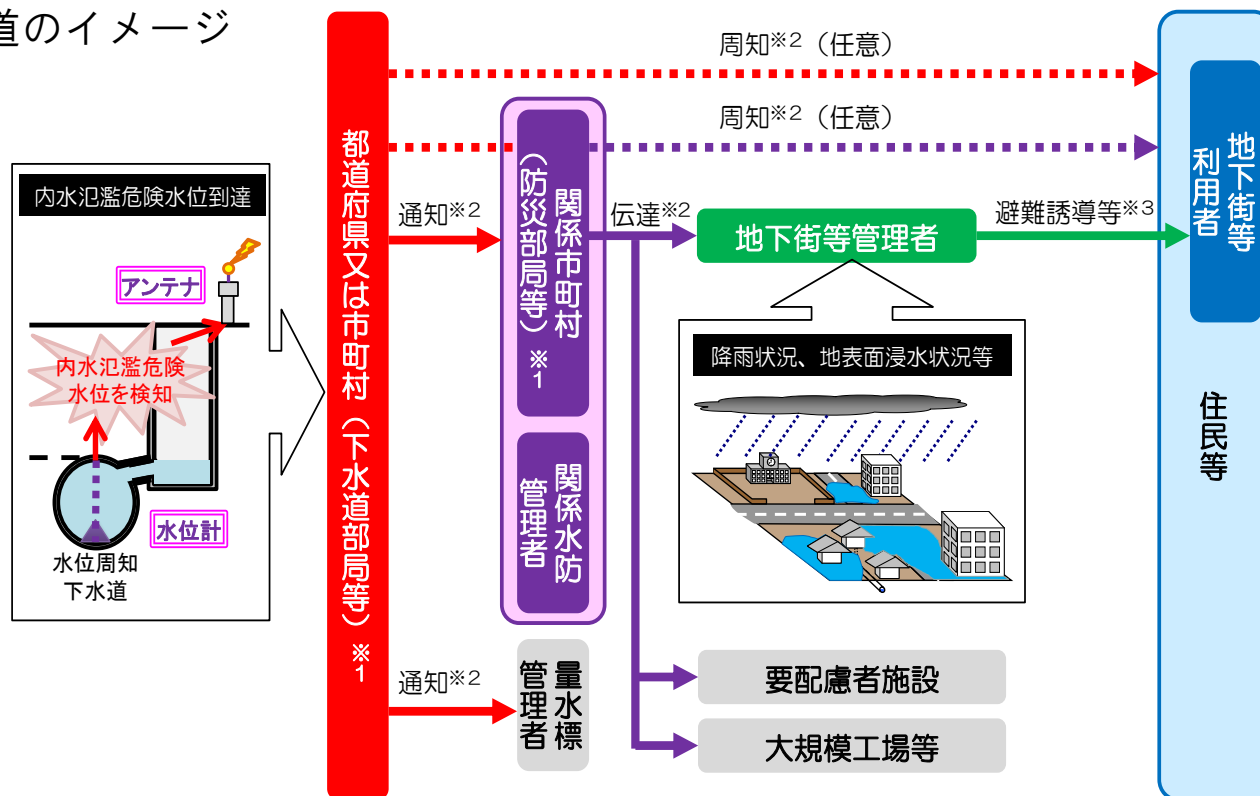
## 2. 水位周知下水道の推進

## 2. 水位周知下水道の推進

### 2.1. 水位周知下水道の概要

- 近年多発する浸水被害への対応を図るため、平成27年の水防法改正により内水浸水に係る下水道施設の水位情報の通知および周知（第13条の2）や、想定最大規模降雨で浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定（第14条の2）等が創設。

#### ○水位周知下水道のイメージ



※1：市町村が水位情報を通知する場合は同一市町村

※2：関係市町村・関係水防管理者・量水管理者への通知、地下街管理者等への伝達は必須事項、住民等への周知は任意事項

※3：地下街等管理者が水位情報のほか、降雨状況、地表面浸水状況等を総合的に判断して地下街等利用者へ避難誘導等を実施



## 2. 水位周知下水道の推進

### 2.1. 水位周知下水道の概要

- 雨水出水で相当な損害を生ずるおそれがある排水施設等を指定した場合、雨水出水特別警戒水位を定め、水位がこれに達したときは水防管理者等へ通知する必要がある。
- 「相当な被害を生ずるおそれ」とは被害が想定される地域の人口や資産の集積、経済活動の状況、人的被害が発生するおそれ等から、総合的に都道府県知事または市町村長が判断する。

※雨水出水特別警戒水位：雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（一般に周知する上では「内水氾濫危険水位」）。避難勧告発令の判断基準水位となる。

#### （都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

- **第十三条の二** 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- **第十三条の二 2** 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

#### （雨水出水浸水想定区域）

- **第十四条の二** 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

## 2. 水位周知下水道の推進

### 2.2. これまでの取組概要

これまでは、大都市を中心に、主に地下街を対象とした検討を進めてきた



#### ○ 平成27年度

- ・ 水位周知下水道の指定に向けたロードマップ（案）を整理  
→ 「水位周知下水道制度に関する技術資料（案）」（平成28年4月）を発刊

#### ○ 平成28～29年度

##### (1) 「水位周知を行う地点の抽出」と「危険水位の設定」に関する検討

- ・ 検討手順をフローの形で整理
- ・ ハザードマップを利用した地点抽出方法の整理（※シミュレーションの実施が前提）
- ・ 主に地下街に対する水位周知を想定した「内水氾濫危険水位の設定方法」を整理  
（危険情報伝達時間、地上部までの避難時間、水位上昇速度を考慮した簡易設定方法）
- ・ 検討対象降雨（降雨規模、降雨波形）の具体的な設定方法、考え方の整理

##### (2) 危険情報の伝達に関する検討

- ・ 主に地下街における水位周知を想定したモデル地区での検証を通じ、防災部局、地下街管理者との情報伝達手法、水防計画への反映方法について検討。
- ・ 通信経路（優先・無線）の特徴、技術的な問題点等を取りまとめた。

##### (3) モデル地区での検証

- ・ 川崎市、名古屋市の2都市にて、地下街に対する水位周知の施行による検証を実施

## 2. 水位周知下水道の推進

### 2.3. 課題と平成30年度の検討方針

#### 平成30年7月豪雨等の近年の降雨で明らかになった課題

##### ○ 早期の運用を目指すべき

- ・ 水位周知地点の抽出、リードタイムを考慮した危険水位の設定はシミュレーションの実施が必要となるが、コストや時間がかかる

##### ○ 地下街以外を想定した水位周知に関する検討を進めるべき

(想定される地域)

- ・ 樋門の閉鎖に伴う浸水被害が発生した箇所
- ・ ポンプ場の能力不足で甚大な浸水被害が発生した箇所

#### 検討方針

##### (1) 早期運用に向けた水位周知の段階的手法※の検討

- 段階的手法とは、シミュレーション等による内水氾濫危険水位設定へと段階的に移行することを前提。
- シミュレーション等によらない、内水氾濫危険水位の設定手法の検討。
- 「空振りをおそれない」情報発信の推進。

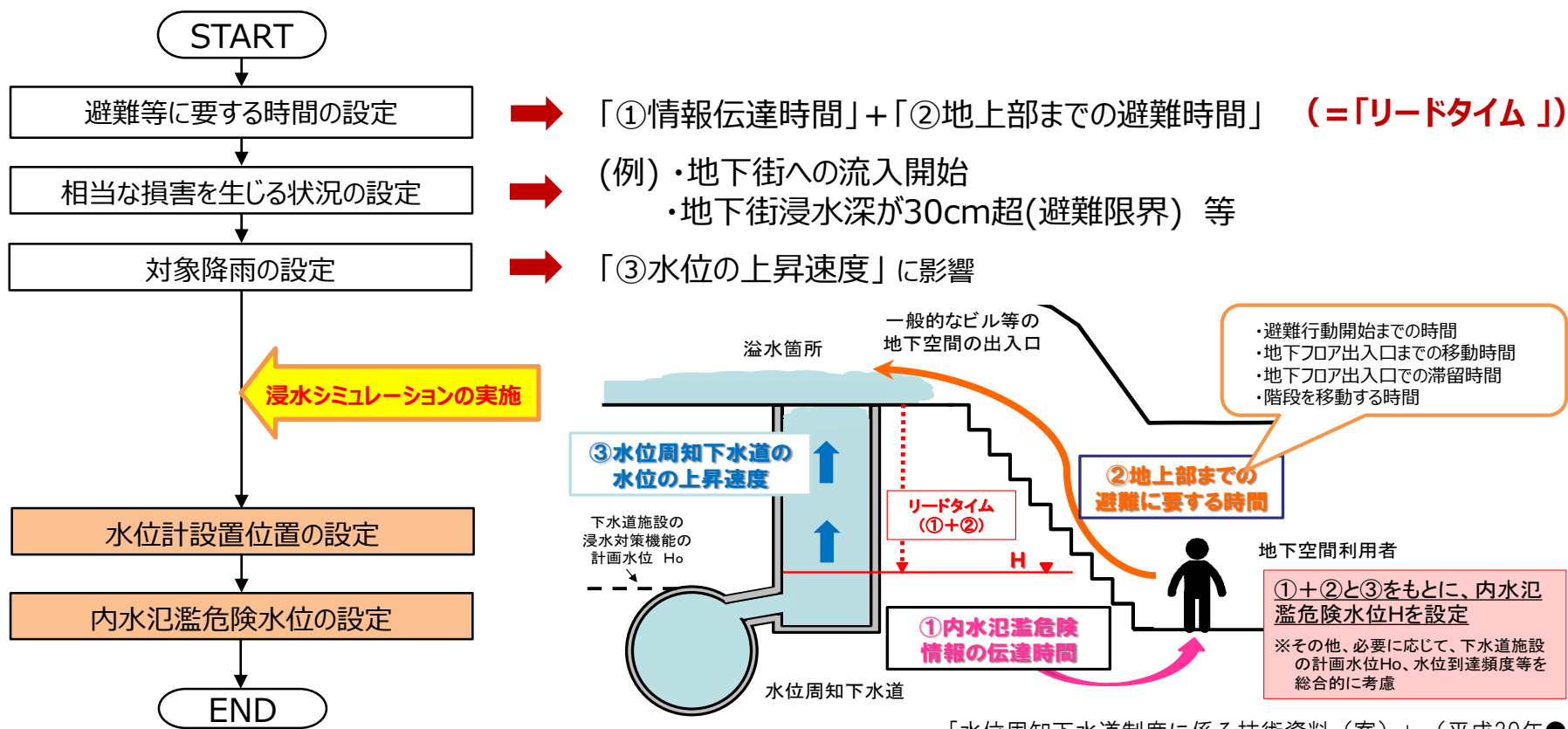
##### (2) 地下街以外の浸水常襲地区における水位周知に関する検討

- 浸水常襲地区の浸水パターンを分類し、**浸水パターン毎の氾濫危険水位設定手法**を検討
- モデル地区での検証
  - ・ 浸水パターン毎のモデル地区を設定し、段階的手法について検証。

## 2. 水位周知下水道の推進

### 2.4. 早期運用に向けた水位周知の段階的手法の検討

- 「水位計設置地点」や「氾濫危険水位」設定の検討手順 **(昨年度までの考え方)**
  - ・ 既往最大や想定最大降雨時にも「避難等に要する時間(リードタイム)」を確保できる様な「水位計設置地点」、「氾濫危険水位」をシミュレーションにより設定。



「水位周知下水道制度に係る技術資料(案)」(平成30年●月)

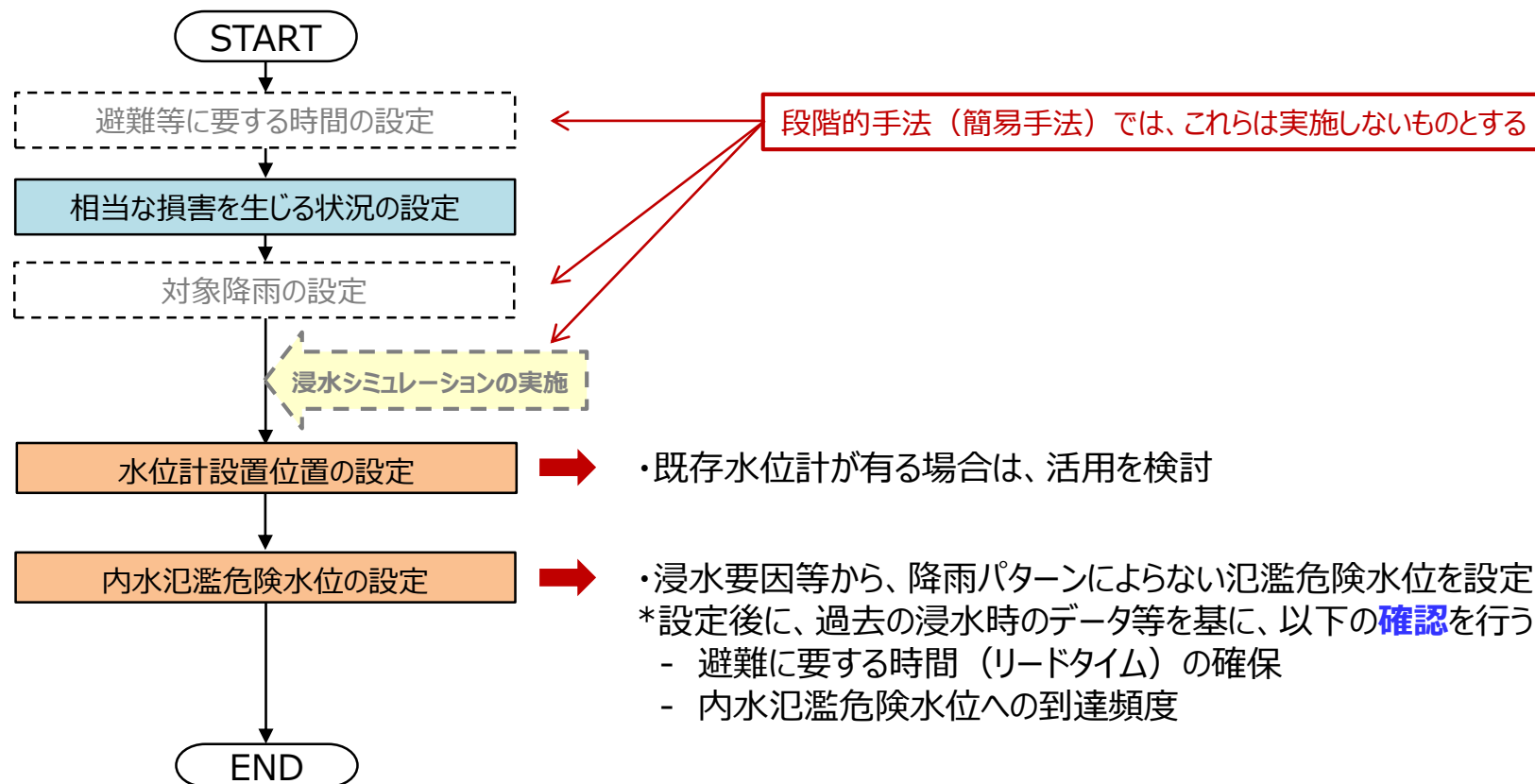
課題①：シミュレーションの実施が必要

課題②：「十分なリードタイムの確保」と「適度な危険水位到達頻度」を両立する水位設定

## 2. 水位周知下水道の推進

### 2.4. 早期運用に向けた水位周知の段階的手法の検討

- 「水位計設置地点」、「氾濫危険水位」設定の検討手順 **(今年度検討)**
  - ・ 暫定的に、浸水要因等から氾濫危険水位等を設定する。(ex. 溢水開始・満管)
  - ⇒ 氾濫危険水位設定後に、リードタイムの確保と危険水位到達頻度に関する**確認**を行う。
  - ※ 避難に要する時間が十分確保できない場合は、止水板等の対策の実施や水位の見直しを実施
  - ※ 将来においては、シミュレーションによる確認や水位の見直しが必要



## 2. 水位周知下水道の推進

### 2.5.地下街以外の浸水常襲地区における水位周知の検討

- 内水により相当な被害が出る恐れのある浸水パターンを4つに分類
- 「施設能力を超過する＝相当な被害の出る恐れがある」と想定し、「水位計設置地点」、「内水氾濫危険水位」の設定例を以下の様に整理。
- 4つの浸水パターンそれぞれにモデル地区を設定し、内水氾濫危険水位等の設定について検証。

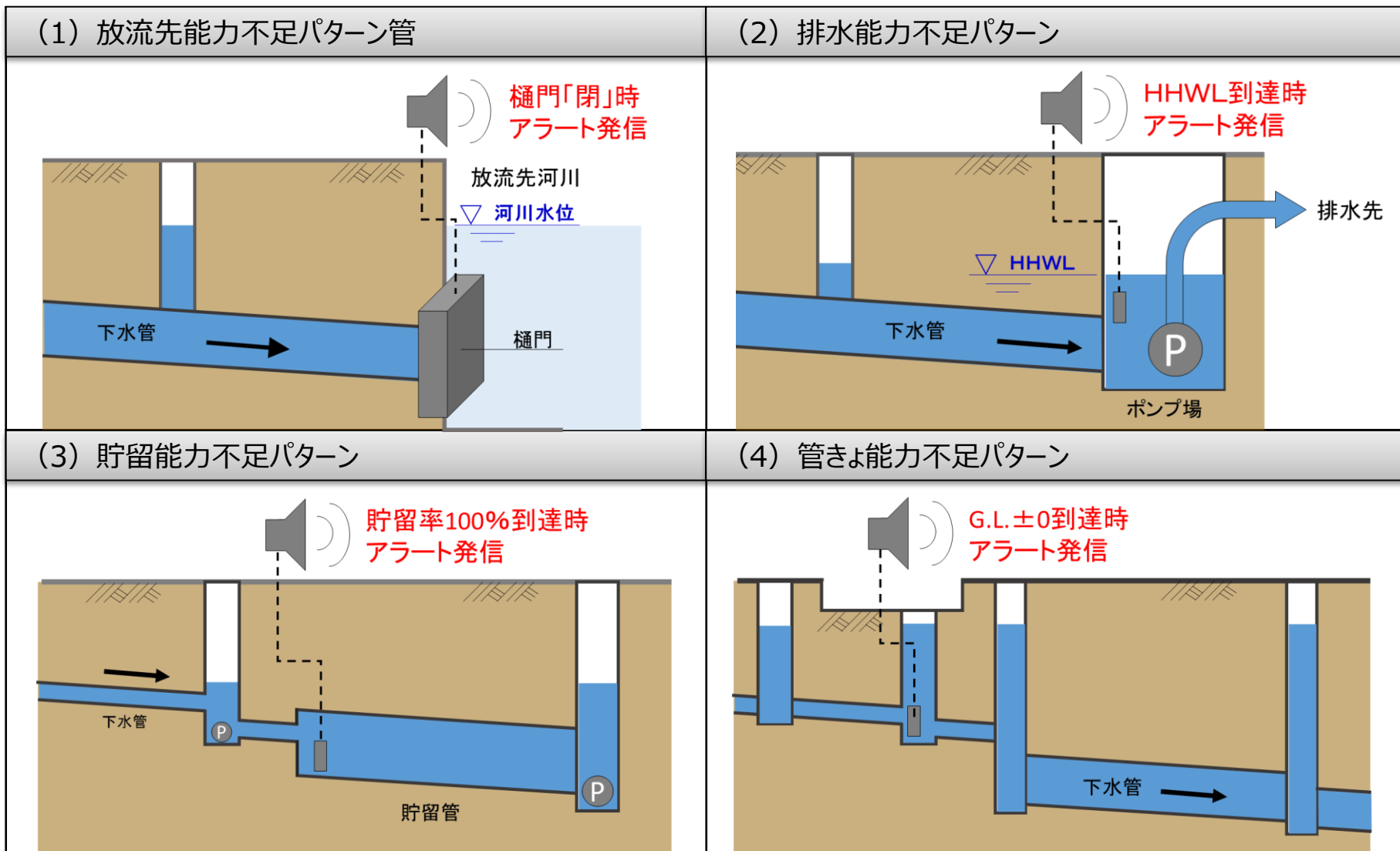
パターン毎の内水氾濫危険水位設定の考え方（例）

浸水パターン		能力超過の検知方法	
		水位計設置地点 (計測対象)	氾濫危険水位 (能力超過判断基準)
(1)	放流先 能力不足	河川水位	放流停止水位 (ゲート閉鎖水位)
(2)	排水 能力不足	ポンプ井水位	異常高HH
(3)	貯留 能力不足	貯留管内の水位	満管
(4)	管きよ 能力不足	溢水地点 の管きよ内水位	G.L.±0

## 2. 水位周知下水道の推進

### 2.5.地下街以外の浸水常襲地区における水位周知の検討

パターン毎の内水氾濫危険水位設定のイメージ



### 3. まちづくり等との連携



## 3. まちづくり等との連携

### 3.1. 背景

- 大都市を中心に、長年にわたり下水道による浸水対策を実施。
- 一定の整備は実施してきたが、都市化や近年の気候変動等により能力不足が発生。
- 資産が集中している中、局地的な集中豪雨により、都市部における浸水リスクが増大

#### 降雨強度の変化の事例

##### 【東京都】

10年確率降雨 (M19~T1) : 50mm/h

10年確率降雨 (S2~H22) : 65.7mm/h

※S2~H22の降雨データに基づく  
5年確率降雨 : 55.6mm/h

##### 【千葉市】

10年確率降雨 (S36~H3) : 53.4mm/h

10年確率降雨 (H7~H26) : 65.1mm/h



平成30年8月27日の局地的集中豪雨  
(さいたま市大宮区)

⇒ ハード、ソフトを組み合わせた対策が必要

# 3. まちづくり等との連携

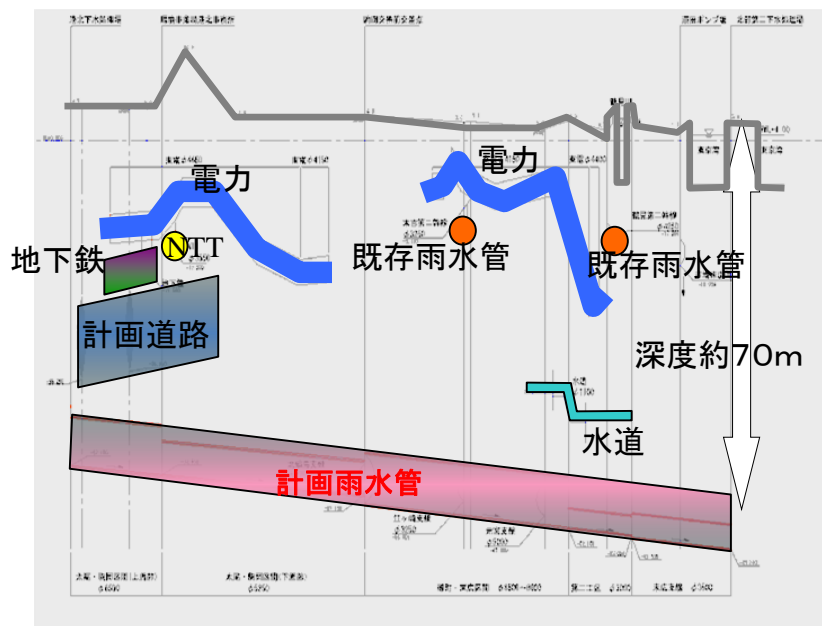
## 3.1. 背景

○都市の中心部等は、ゲリラ豪雨の増加、都市機能の集積等から下水道整備水準の大幅なレベルアップが必要。他方、このような地区では、下水道整備に係るコストが高く、限られた財政条件の下、早期に浸水被害軽減の効果を発揮することが困難。（ = 官民連携による効率的な浸水対策が必要 ）

○官民連携による効率的な浸水対策を推進するため、下水道法に「浸水被害対策区域」を新設。（ = 民間からの協力を得ることがのぞましい区域をスポットで指定 ）

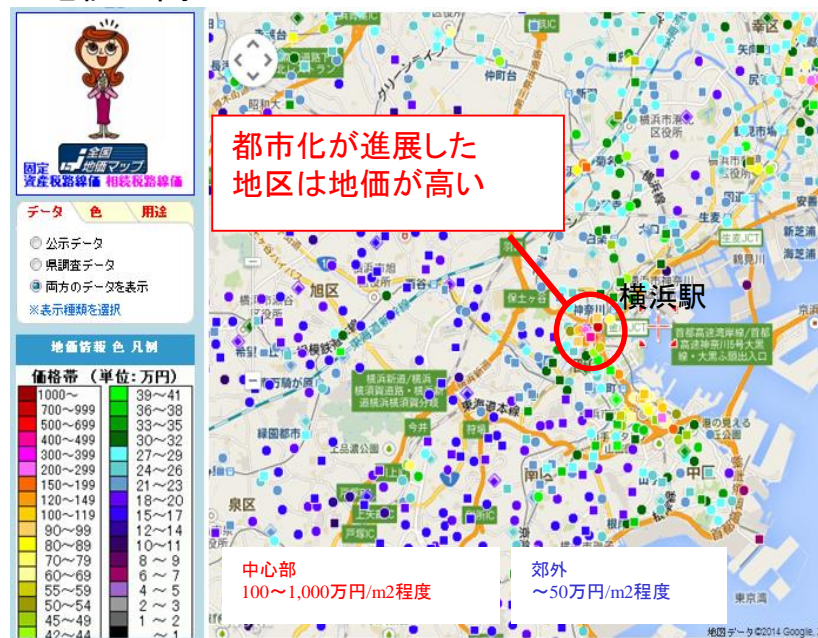
《 下水道の整備のみで早期に浸水被害軽減の効果を発揮することが困難な例 》

### ■ 新規整備の埋設深が深くなる



(地中埋設物 縦断概略図)

### ■ 地価が高い



(横浜地価マップ(出典:横浜市都市整備局))

# 3. まちづくり等との連携

## 3.2. 浸水被害対策区域制度 (官民連携による浸水対策の推進)

- 公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、地方公共団体が条例で「浸水被害対策区域」を指定する。
  - ・下水道法第10条の排水設備の基準に代えて、条例で、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定め、民間に対して雨水貯留施設の設置等を義務づけることができる。
  - ・区域内に存する貯留容量100m<sup>3</sup>以上の雨水貯留施設について、公共下水道管理者自らが管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設を管理することができる。

### 浸水被害対策区域の効果

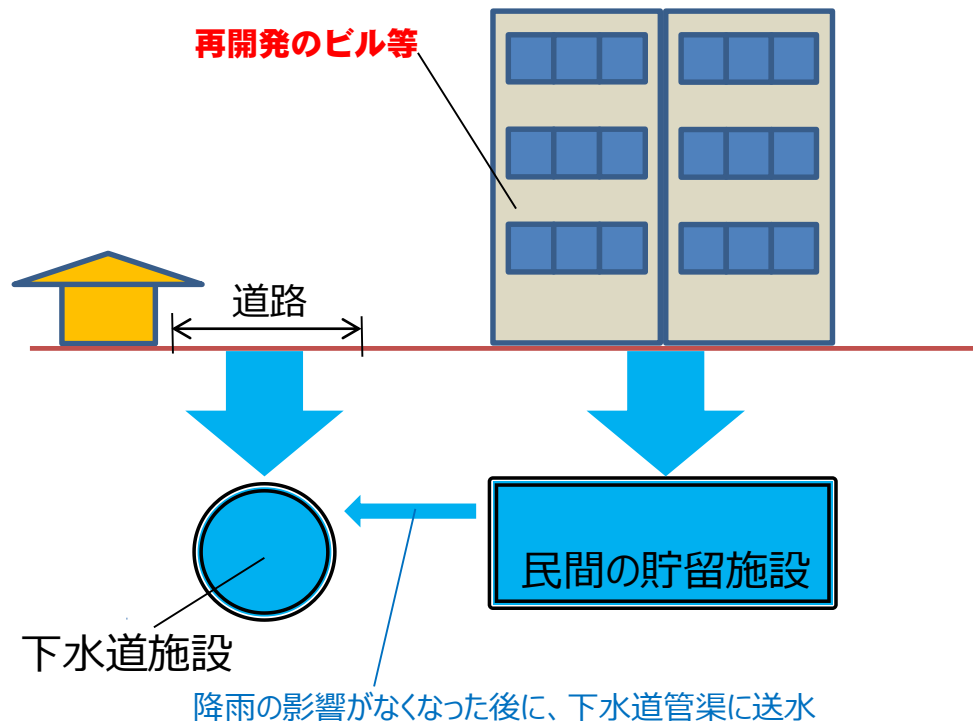
局地的な大雨（ゲリラ豪雨）の頻発等により、早期に浸水安全度を向上させるニーズ

公共下水道管理者が、道路や公園等の公共用地の下に雨水貯留管等を整備しようとしても、公共用地等の地下にスペースがない

民間の再開発等にあわせて、「浸水被害対策区域」を指定

官民が連携して浸水対策を実施、早期に地域の浸水安全度を向上

### 官民連携した浸水対策のイメージ



# 3. まちづくり等との連携

## 3.2. 浸水被害対策区域制度（民間の雨水貯留施設への支援策）

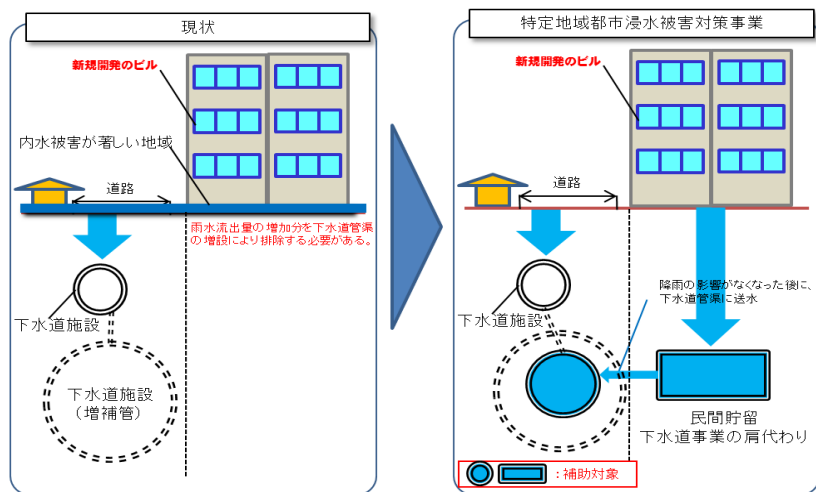
○官民連携した浸水対策等の推進に向け、国としても様々な支援策を用意しており、都市計画部局や民間企業と連携して地域の浸水被害の最小化を図る取組みを推進。

### ■官民連携した浸水対策を推進する支援策等

#### 特定地域都市浸水被害対策事業制度

予算

- ・浸水被害対策区域で、管理協定を締結した雨水貯留施設等の整備費用に対し、民間に直接支援を行う補助制度を創設。
- ・平成29年度からは立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」を対象区域に追加するとともに、事業計画に基づき民間事業者が整備する「雨水浸透施設」を対象施設に追加。



#### 新世代下水道支援事業

予算

- ・個人住宅等に設置する貯留タンクなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が整備費用を助成する場合、地方公共団体に対して、防災・安全交付金による支援を行っている。

**事例** 新潟市：宅地内の雨水浸透ます設置等の助成を平成12年度より開始（現在約6万基）

#### 管理協定の締結等

法第25条の3～9関係

- ・浸水被害対策区域において、市町村等が管理協定を締結した民間の雨水貯留施設について、その管理を市町村等が行うことができる制度を創設。
- ・また、民間の施設所有者が代わっても、管理協定は次の所有者に対しても効力を有するとの規定により、市町村等が雨水貯留施設を継続的に管理することが可能。

#### 条例による義務づけ制度

法第25条の2関係

- ・浸水被害対策区域においては、市町村等の判断により、条例で、民間に対し雨水貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定め、民間事業者等に対して雨水潮流施設等の設置を義務づけることが可能となるように措置。

#### 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度

税制

- ・税制において、浸水被害対策区域で、予算制度の適用を受けていない施設については、300m<sup>3</sup>以上の施設を新たに整備する場合、法人税・所得税について、新設・既設を含め、供用開始から5年間の割増償却ができる特例を措置。

#### 容積率の緩和の特例

その他

- ・都市再生特別地区（都市再生特別措置法）等においては、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る地区において、雨水貯留施設の整備に伴う容積率の緩和の特例がある。

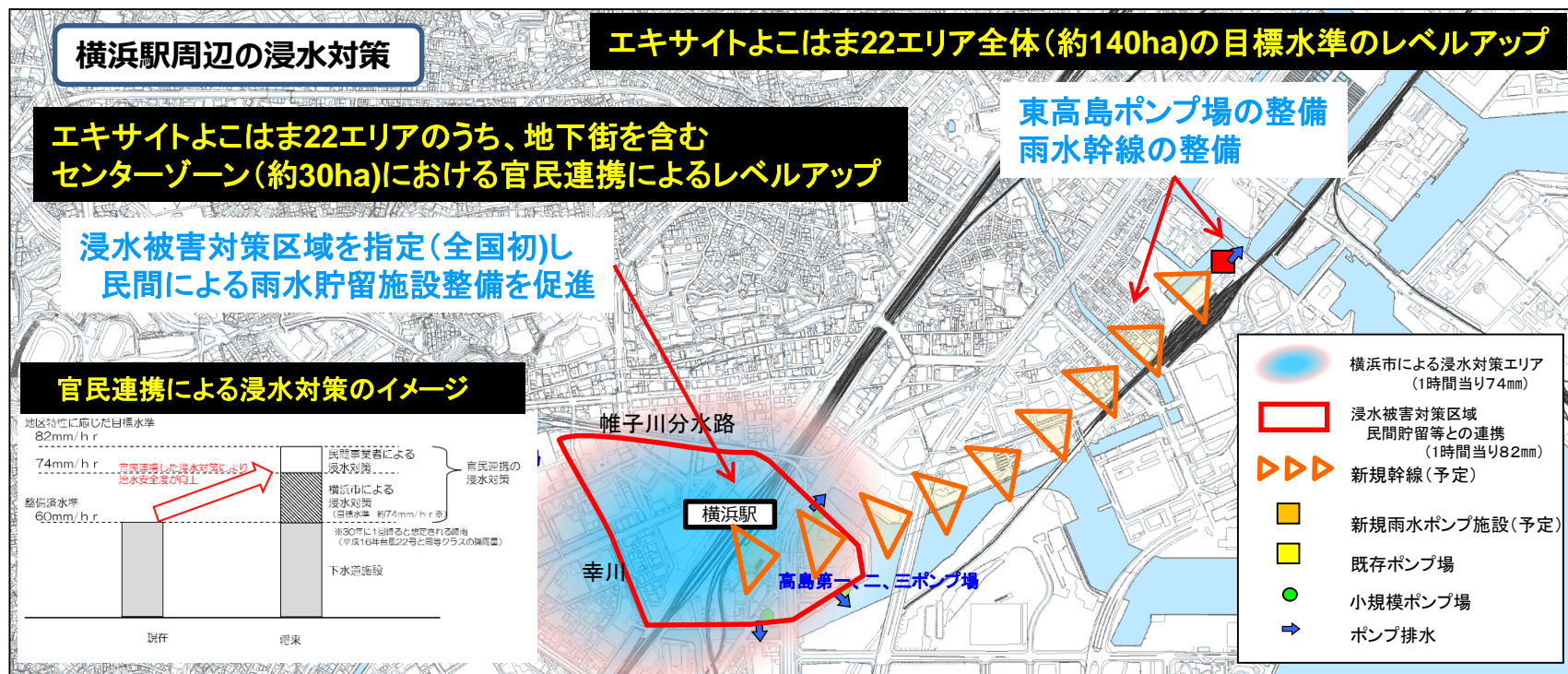
**事例** 名古屋市名駅一丁目1番A地区：都市再生特別地区：雨水貯留施設の整備等の公共貢献を評価し容積率を割増(400%)

# 3. まちづくり等との連携

## 3.3. 官民連携した浸水対策の事例（神奈川県横浜市）

- 首都圏有数の拠点で有り、横浜の玄関口で地盤の低い**横浜駅周辺地区（エキサイトよこはま22センターゾーン）**を対象に、横浜市が平成29年1月25日に全国で初めてとなる「**浸水被害対策区域**」を指定（条例制定は平成28年12月）。
- 横浜駅周辺まちづくり計画（エキサイトよこはま22）に併せ、横浜駅周辺地区の浸水被害の防止を目指すもので、区域内において**時間74ミリの降雨に対応する公共下水道を整備**し、将来的には、民間事業者による雨水貯留施設等の整備も併せて、**官民が連携して時間82ミリの降雨への対応を目指す**もの。

### 横浜市 浸水被害対策区域（横浜駅周辺地区（エキサイトよこはま22センターゾーン））



# 3. まちづくり等との連携

## 3.3. 官民連携した浸水対策の事例（神奈川県藤沢市）

○頻発する局地的な大雨等に対して官民連携による迅速で効率的な浸水対策を推進するため、横浜市（平成29年1月25日）に続き、藤沢市において、改正下水道法に基づく「浸水被害対策区域」を4月17日に指定。

○指定した地区は、高台からの雨水が集中する浸水常襲地区であって、放流先河川の整備に長期間を要することが見込まれ、かつ現在開発が進みつつある「慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区」。

### 藤沢市 浸水被害対策区域（慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区）

#### 事業概要

事業箇所：藤沢市遠藤4430ほか（湘南慶育病院内）  
事業内容：貯留施設整備 V=850m<sup>3</sup>

#### スケジュール

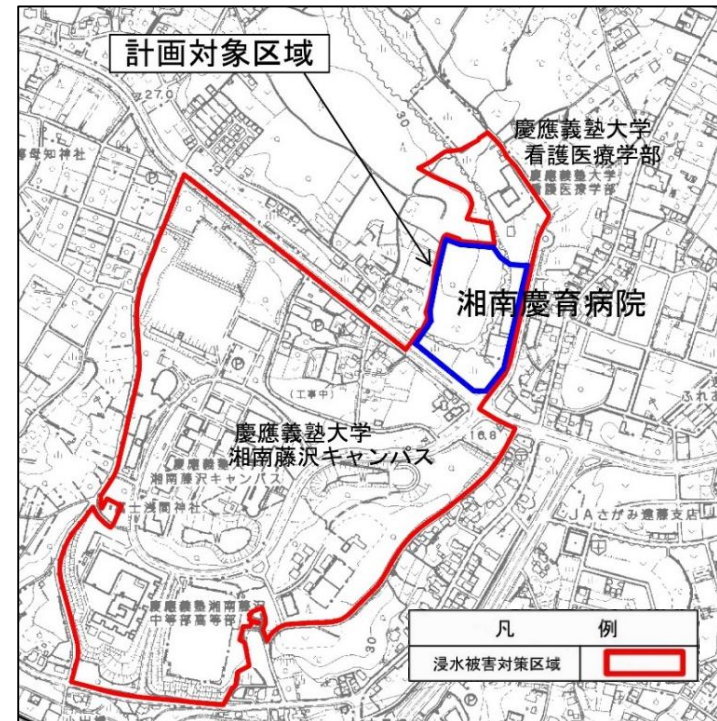
平成29年3月31日：条例公布、施行  
平成29年4月17日：浸水被害対策区域指定（19日告示）  
平成29年8月：貯留施設完成



浸水状況(平成26年10月)



湘南慶育病院(完成イメージ)



## 3. まちづくり等との連携

### 3.4. 課題と平成30年度の検討方針

平成30年7月豪雨等の近年の降雨で明らかになった課題

○ 計画を超過する降雨や当面整備困難箇所・常襲箇所に対する備えの推進

- ・ 想定最大のハザードマップの策定が進んでいない
- ・ 都心部における一層の官民連携と、都心部以外での官民連携を進められないか



○ 想定最大ハザードマップの策定促進とその活用。

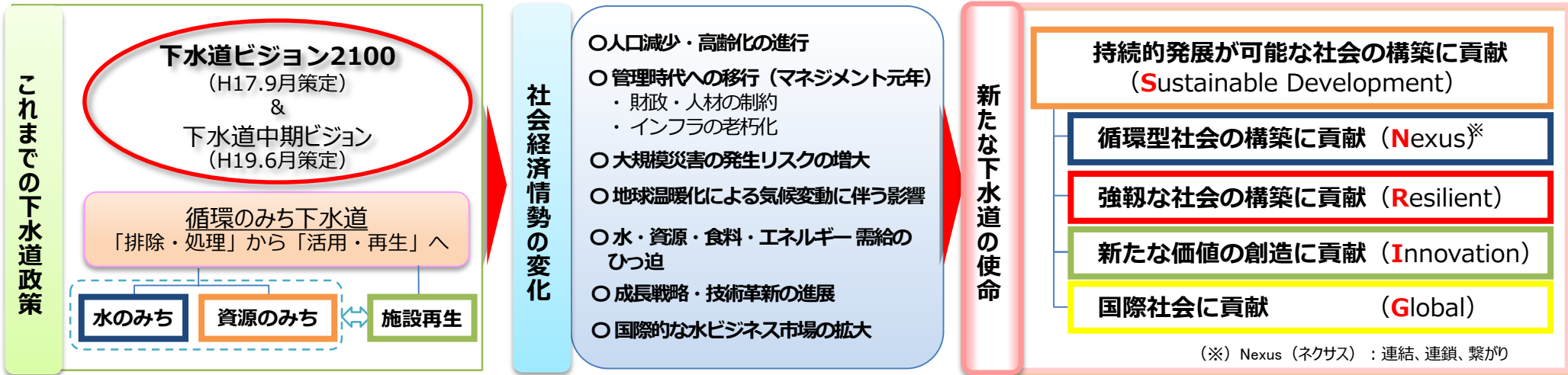
- ・ 公共団体での策定促進に向けた課題整理

○ まちづくりと一体となった官民連携手法の検討。

- ・ 官民連携した浸水対策が進みやすい、街づくりの手法の検討

# (参考) 新下水道ビジョンの概要 【平成26年7月】

- 「下水道政策研究委員会」(委員長:東京大学 花木教授)の審議を経て、平成26年7月「新下水道ビジョン」を策定。
- 「新下水道ビジョン」は、国内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、下水道の使命、長期ビジョン、及び、長期ビジョンを実現するための中期計画(今後10年程度の目標及び具体的な施策)を提示。



## 新下水道ビジョン：「循環のみち下水道」の成熟化

### 「循環のみち下水道」の持続

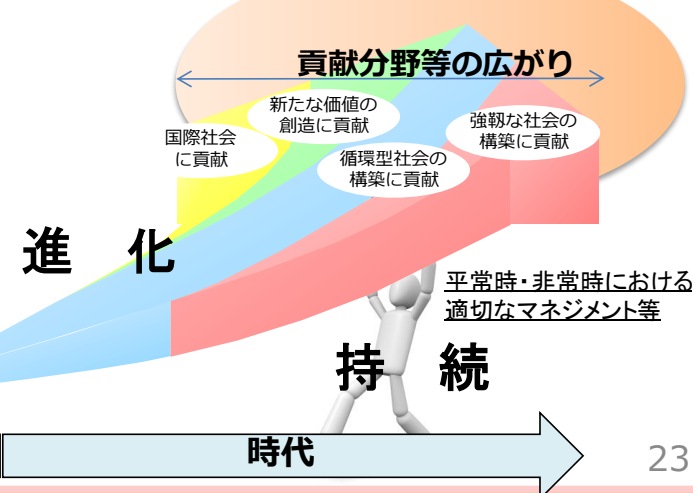
- アセットマネジメントの確立
- クライシスマネジメントの確立
- 国民理解の促進とプレゼンスの向上
- 下水道産業の活性化・多様化

×

### 「循環のみち下水道」の進化

- 健全な水環境の創造
- 水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化
- 汚水処理の最適化
- 雨水管理のスマート化
- 世界の水と衛生、環境問題解決への貢献
- 国際競争力のある技術開発と普及展開

### 持続的発展が可能な社会の構築に貢献





# (参考) 新下水道ビジョン加速戦略の概要 【平成29年8月策定 平成30年8月第1回フォローアップ】

背景

- ・新下水道ビジョン策定（H26.7）から3年が経過、人口減少等に伴う厳しい経営環境、施設の老朽化等は引き続き進行
- ・一方、官民連携や国際展開など、新たな動き

趣旨

- ・新下水道ビジョンの実現加速のため、選択と集中により国が5年程度で実施すべき**8つの重点項目**及び**基本的な施策**をとりまとめ
- ・概ね3年後を目途に見直し、さらなるスパイラルアップを推進

## 8つの重点項目と施策例

各施策の連携と『実践』、『発信』を通じ、産業の活性化、国民生活の安定、向上につなげる**スパイラルアップ**を形成

- ◎：直ちに着手する新規施策
- ：逐次着手する新規施策
- ◇：強化・推進すべき継続施策

新たに推進すべき項目

取組を加速すべき項目

### 重点項目Ⅰ 官民連携の推進

- ◇ トップセールス
- ◎ リスク分担や地方公共団体の関与のあり方の整理
- ◎ 上水道等、他のインフラとの連携の促進

### 重点項目Ⅲ 汚水処理システムの最適化

- ◎ 広域化目標の設定、重点支援
- ◎ **汚水処理イノベーションの推進**
- ◎ 広域化等を促進する新たな流総計画制度
- ◇ 複数市町村による維持管理等の一括発注推進

### 重点項目Ⅴ 水インフラ輸出の促進

- ◎ 日本下水道事業団の国際業務の拡充検討
- ◎ 本邦技術の海外実証、現地基準組入れ
- ◎ 関連分野とパッケージ化した案件提案
- ◎ **アジア各国と汚水管理の取組**

### 重点項目Ⅱ 下水道の活用による付加価値向上

- ディスポーザーの活用及びオムツの受入れ可能性検討
- ◎ 処理場等の地域バイオマスステーション化
- BISTRO下水道の優良取組等の発信、農業関係者との連携促進

### 重点項目Ⅳ マネジメントサイクルの確立

- ◎ 維持管理起点のマネジメントサイクルの標準化
- 維持管理情報の分析、点検等の具体的基準等策定
- ◇ PPP/PFI、広域化等を通じたコスト縮減、受益者負担の原則に基づく適切な使用料設定
- 下水道の公共的役割、国の責務等を踏まえた財政支援のあり方の整理

### 重点項目Ⅵ 防災・減災の推進

- ◎ SNS、防犯カメラ等を活用した浸水情報の収集及び水位周知の仕組みの導入
- まちづくりと連携した効率的な浸水対策
- ◎ **気候変動に伴う外力増加への対応**
- ◇ 下水道BCP（業務改善計画）の見直し

官民連携、ストックマネジメント、水インフラ輸出等、各施策のさらなる拡大

より生産性の高い産業への転換

### 重点項目Ⅶ

#### ニーズに適合した下水道産業の育成

- 民間企業の事業参画判断に資する情報提供
- 適切なPPP/PFIスキームの提案
- ICT等労働生産性向上に資する技術開発

新下水道ビジョンの実現加速  
国民生活の安定、向上へ



関連施策の総力による  
下水道のスパイラルアップ  
下水道産業を活性化

関連市場の  
維持・拡大

国民理解による各施策の円滑な推進

### 重点項目Ⅷ 国民への発信

- ◇ 下水道の戦略的広報の実施
- 学校の先生等、キーパーソンを通じた下水道の価値の発信
- ◎ 広報効果の評価と活動のレベルアップ

下水道事業の持続性確保  
海外案件の受注拡大 民間投資の誘発